

公益社団法人日本植物園協会定款

<p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、公益社団法人日本植物園協会（略称「日植協」）と称する。</p> <p>2 英文名は、Japan Association of Botanical Gardens（略称「JABG」）と表記する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、全国的な植物園ネットワークを通じて、植物園及び植物に関する文化の発展と科学技術の振興並びに自然環境の保全に貢献し、人類と自然が共生する豊かで持続的な社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 植物園及び植物に関する調査・研究及び資料収集(2) 植物園及び植物に関する教育並びに普及啓発(3) 植物多様性の保全活動(4) 植物園に関する支援(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 <p>2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p> <p>第3章 会員</p> <p>(法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人は次の会員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 正会員 植物園及び植物園に関連する事業を行っている団体並びに法人(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、事業に協力しようとする前号以外のもの(3) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者のうちから、理事会が推薦し、総会が承認した個人 <p>2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(会員の資格の取得)</p> <p>第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、正会員においては理事会、賛助会員においては会長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 名誉会員は、総会の承認を受け、本人の承諾をもって会員となる。</p> <p>3 団体又は法人たる会員にあっては、団体又は法人の代表者としてこの法人に対して権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。</p> <p>4 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届</p>	<p>を会長に提出しなければならない。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) この定款その他の規則に違反したとき。(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。 <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。(2) 総正会員が同意したとき。(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。 <p>2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の第7条の経費はこれを返還しない。</p> <p>第4章 総会</p> <p>(構成)</p> <p>第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権限)</p> <p>第12条 総会は、次の事項について決議する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 会員の除名(2) 理事及び監事の選任又は解任(3) 理事及び監事の報酬等の額(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認(5) 長期借入金の借入(6) 定款の変更(7) 解散及び残余財産の処分(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 <p>(開催)</p> <p>第13条 総会は、定期総会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示し</p>
--	--

て、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第15条 総会を招集するときは、総会の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる時とするとときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 定時総会の議長は、会長とし、他の総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第19条 正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。

2 総会に出席しない正会員は、理事会の決議によって、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

3 前2項の議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

3 総会の議事の要領及び決議した事項は、正会員に通知する。

第5章 総裁

(総裁)

第22条 この法人は総裁を推戴することができる。

2 総裁は、理事会の決議を経て総会において推戴する。

3 総裁は、この法人の名誉を象徴する。

第6章 役員

(役員の種類)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上16名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長及び2名を常務理事とする。

3 理事のうち1名を専務理事とすることができる。

4 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

5 常務理事及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常務理事及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは理事会があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務を執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務を執行する。

6 会長、副会長、常務理事及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を

述べなければならない。

4 その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第 27 条 この法人の理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 棚欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員の責任免除等)

第 30 条 この法人は、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部理事又は外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 33 条 理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 38 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(基本財産)

第 39 条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会の決議を経たものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。
(長期借入金)

第44条 資金の借入れをしようとするときは、返済期間が1年以上の長期の場合又は当該事業年度の収入予算額を超える借入金の場合は、総会の決議を経なければならない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
(個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第47条 この法人に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に必要な職員をおく。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の決議により会長が定める。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 貸借対照表については、法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

第14章 補則

(規程の制定)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な規程は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は北中進、金子明雄及び岩田光一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(平成25年4月1日 施行)

(平成25年5月30日 一部変更)

(平成28年1月18日 一部変更)

(平成30年6月19日 一部変更)